

(様式例第11)



大病第48号  
平成28年9月12日

鹿児島県知事 殿

住所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
申請者

氏名 鹿児島県知事  
三反園 訓



県立大島病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成27年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
氏名	鹿児島県知事

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

鹿児島県立大島病院
-----------

3 所在の場所

〒894-0015 鹿児島県奄美市名瀬真名津町18-1 電話 (0997) 52 - 3611
---

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	4床	15床	床	381床	400床

## 5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 4床
検査室 (一般血液・生化学・病理・細菌)	(主な設備) ・全自動生化学分析装置・血液ガス分析装置 ・全自動血球計数装置・全自動免疫想定装置・全自動凝固測定装置 ・HbA1c測定装置・全自動血糖測定装置・自動検尿測定装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台
研究室	(主な設備) 机・椅子
講義室	室数 1室 収容定員 100人
図書室	室数 1室 蔵所数 約5,000冊
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	82.4%	算定期間	H27年 4月 1日～ H28年 3月 31日
地域医療支援病院逆紹介率	109.2%		
算出根拠	A：紹介患者の数		6,097人
	B：初診患者の数		7,395人
	C：逆紹介患者の数		8,076人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師	眞田 純一	常勤 専従	8:30~17:15	
2	医師	満 純孝	常勤 専従	8:30~17:15	
3	医師	岩川 富貴子	常勤 専従	8:30~17:15	
4	医師	前田 拓郎	常勤 専従	8:30~17:15	
5	医師	河野 智紀	常勤 専従	8:30~17:15	
6	医師	今村 真理	常勤 専従	8:30~17:15	
7	医師	石神 純也	常勤 専従	8:30~17:15	
8	医師	坂元 光	常勤 専従	8:30~17:15	
9	医師	平原 正志	常勤 専従	8:30~17:15	
10	医師	松下 真治	常勤 専従	8:30~17:15	
11	医師	服部 純一	常勤 専従	8:30~17:15	
12	医師	大木 浩	常勤 専従	8:30~17:15	
13	医師	上野 和人	常勤 専従	8:30~17:15	
14	医師	大崎 雅義	常勤 専従	8:30~17:15	
15	医師	原 純	常勤 専従	8:30~17:15	
16	看護師	今古川 則子	常勤 専従	8:30~17:15	
17	看護師	坂元 まゆみ	常勤 専従	8:30~17:15	

18	看護師	田中 智子	常勤	専従	8:30~17:15	
19	看護師	梶原 さおり	常勤	専従	8:30~17:15	
20	看護師	重井 香里	常勤	専従	8:30~17:15	
21	看護師	重野 みのり	常勤	専従	8:30~17:15	
22	看護師	山下 千里	常勤	専従	8:30~17:15	
23	看護師	山中 里美	常勤	専従	8:30~17:15	
24	看護師	山田 千映留	常勤	専従	8:30~17:15	
25	看護師	迫 明由未	常勤	専従	8:30~17:15	
26	看護師	生田 厳貴	常勤	専従	8:30~17:15	
27	看護師	悦田 美香	常勤	専従	8:30~17:15	
28	看護師	内田 初美	常勤	専従	8:30~17:15	
29	看護師	吉岡 さおり	常勤	専従	8:30~17:15	
30	看護師	坂元 あゆみ	常勤	専従	8:30~17:15	
31	看護師	禱 幸子	常勤	専従	8:30~17:15	
32	看護師	平 ゆかり	常勤	専従	8:30~17:15	
33	看護師	本村 舞	常勤	専従	8:30~17:15	
34	看護師	吉田 聡	常勤	専従	8:30~17:15	
35	看護師	梶 昭二郎	常勤	専従	8:30~17:15	
36	看護師	木下 一真	常勤	専従	8:30~17:15	
37	看護師	勇 留美子	常勤	専従	8:30~17:15	

38	看護師	海稻 勇記	常勤	専従	8:30~17:15	
39	看護師	西ノ原 涉	常勤	専従	8:30~17:15	
40	看護師	正徳 義人	常勤	専従	8:30~17:15	
41	看護師	伊集院 三和	常勤	専従	8:30~17:15	
42	看護師	茅野 有希	常勤	専従	8:30~17:15	
43	看護師	久岡 宏美	常勤	専従	8:30~17:15	
44	看護師	五十嵐 友子	常勤	専従	8:30~17:15	
45	看護師	有川 愛香	常勤	専従	8:30~17:15	
46	看護師	生田 宗次	常勤	専従	8:30~17:15	
47	看護師	三浦 孝文	常勤	専従	8:30~17:15	
48	看護師	隈元 つかさ	常勤	専従	8:30~17:15	
49	薬剤師	義永 文一	常勤	専従	8:30~17:15	
50	薬剤師	赤塚 千文	常勤	専従	8:30~17:15	
51	薬剤師	宇宿 寛美	常勤	専従	8:30~17:15	
52	薬剤師	川路 智浩	常勤	専従	8:30~17:15	
53	薬剤師	吉満 大輔	常勤	専従	8:30~17:15	
54	臨床 検査技師	坂田 幹雄	常勤	専従	8:30~17:15	
55	臨床 検査技師	本田 俊郎	常勤	専従	8:30~17:15	
56	臨床 検査技師	中山 浩一郎	常勤	専従	8:30~17:15	
57	臨床 検査技師	一松 幸喜	常勤	専従	8:30~17:15	

58	診療 放射線技師	田畑 一史	常勤	専従	8:30~17:15	
59	診療 放射線技師	大迫 正美	常勤	専従	8:30~17:15	
60	診療 放射線技師	里 隆照	常勤	専従	8:30~17:15	
61	診療 放射線技師	久保 展弘	常勤	専従	8:30~17:15	

## 2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	6床
専用病床	4床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

## 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命センター	4068.1m <sup>2</sup>	(主な設備) 処置等器具一式 ECG, モニター等に付随する器具一式	可
CT室	48.51m <sup>2</sup>	(主な設備) CT	可
一般撮影室	23.81m <sup>2</sup>	(主な設備) X線撮影装置	可
	m <sup>2</sup>	(主な設備)	
	m <sup>2</sup>	(主な設備)	

## 4 備考

救急告示病院
--------

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

## 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	3,573人 ( 1,068人)
上記以外の救急患者の数	9,125人 ( 662人)
合計	12,698人 ( 1,730人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

## 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----



(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用を行った医療機関の延べ人数	3,901人
開設者と直接関係のない医療機関の延べ人数	3,901人

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物：建物全部
設備：MRI, CT, RI, 頸動脈エコー, 心筋シンチ, 心エコー, 胃カメラ, 大腸カメラ
機械または器具：上記に不随する機器及び器具一式

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： 祝 美智子  
職 種： 地域医療連携副室長

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

	医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	嶺山内科	嶺山 内科	奄美市名瀬入舟町9-15	内	無
2	喜入内科	医療法人 幸成会	奄美市名瀬幸町21-3	内, 消, 小	無
3	益田泌尿器科医院	医療法人 隆友会	奄美市名瀬鳩浜町8	内, 泌, 皮, リハ, 小	無
4	大野耳鼻咽喉科	医療法人 大野耳鼻咽喉科	奄美市名瀬久里町16-3	耳	無

5	奄美中央病院	奄美医療生活協同組合	奄美市名瀬長浜町16-5	内, 小, 外, 肛, Ⅱ 呼内, 消内, 循内, 放	無
6	朝沼クリニック	医療法人 碧山会	奄美市名瀬石橋町7-1	内, 呼外, 消, 外, 整, 肛, 麻	無
7	稲医院	医療法人 圭泉会	奄美市名瀬金久町5-4	内, 神内, Ⅱ, 小, 整, Ⅱ	無
8	うえだクリニック	医療法人 一哲会	奄美市名瀬真名津町 13-20	内, 心療, 産, 婦	無
9	風間内科胃腸科	医療法人 美仁会	奄美市名瀬有屋町15-3	内, 消	無
10	いい・かねゆき クリニック	医療法人 祥陽会	奄美市名瀬長浜町4-11	内, 呼, 消, Ⅱ	無
11	郡山眼科	医療法人 郡山眼科医院	奄美市名瀬幸町17-3	眼	無
12	政小児科内科医院	医療法人 政小児科内科医 院	奄美市名瀬柳町4-4	内, 小	無
13	つばたクリニック	津畑 修	奄美市名瀬久里町9-2	Ⅱ, 整, Ⅱ	無
14	平瀬医院	医療法人 平成会	奄美市名瀬鳩浜町201	内, 消, 外, 肛	無
15	和光整形外科	医療法人 和光整形外科	奄美市名瀬和光町18- 19	Ⅱ, 整, Ⅱ	無
16	よしかわクリニッ ク	医療法人 潤博会	奄美市名瀬和光町1-2	内, 消	無
17	メンタルクリニッ ク Materia	原口 泰法	奄美市名瀬末広町18- 25 1F	心療, 精	無
18	いづはら医院	医療法人 馨和会	大島郡瀬戸内町古仁屋 大湊7	内, Ⅱ, 整, Ⅱ	無
19	前川医院	前川 秀幸	大島郡喜界町湾281	内, 小	無
20	ファミリークリニ ック ネリヤ	ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番 地14	内, 脳神経内科 小	無
21	奄美市住用国民健 康保険診療所	奄美市	奄美市住用町大字西仲 間111番地	内, 外, 整, 小, 消 肛, 放, 歯	無
22	屋宮医院	医療法人 清仁会	奄美市名瀬久里町18-8	内, 小	無
23	国民健康保険 大和診療所	大和村	大島郡大和村大棚大町 420	内, 小, 歯, 外	無
24	国民健康保険 宇検診療所	宇検村	大島郡宇検村湯湾川尻 原37	内, 外, 歯	無
25	重信医院	重信嘉美	奄美市名瀬佐大熊町 14-15	内, 小	無
26	せきクリニック	伸々会	奄美市名瀬末広町1番9 号7-ビ Ⅱ203号	内, 精, 皮	無
27	むかいクリニック	医療法人 奎連会	奄美市名瀬小浜町24- 10	内, 心療, 呼, 消, Ⅱ 循, 小, Ⅱ, 麻, Ⅱ	無
28	ひがし歯科診療所	東 隆治	奄美市名瀬小俣町17- 32	歯, 小歯	無

29	美佐歯科クリニック	美佐 雅仁	奄美市名瀬幸町11-14	歯, 小歯	無
30	大山グランド歯科	大山 公一	大島郡喜界町湾1589-1	歯, 小歯	無
31	元治歯科医院	元治 盛一朗	奄美市名瀬小浜町21-9	歯	無
32	せき歯科医院	関 英男	大島郡瀬戸内町古仁屋 春日4-4	歯, 矯正, 小歯, 歯口	無
33	まちだ歯科	町田 慶太	大島郡背津知町古仁屋 1052-1	歯, 矯正, 小歯	無
34	中村歯科・ 矯正歯科医院	医療法人 中村歯科	奄美市名瀬長浜町13-7	歯, 矯正, 小歯, 歯口	無
35	蒼Dental Office	平川 竜範	奄美市名瀬末広町2-5 7-パシビル2F	歯, 矯正, 小歯, 歯口	無
36	登山歯科医院	医療法人 登山歯科医院	大島郡瀬戸内町古仁屋 春日6-5	歯, 矯正, 小歯, 歯口	無
37	林歯科医院	林 文仁	大島郡喜界町大字湾33	歯, 矯正, 小歯	無
38	日吉歯科医院	日吉 貴一郎	大島郡知名町瀬利覚 2126	歯	無
39	ふとり歯科医院	医療法人 ラ・ポール	大島郡徳之島町亀津 501	歯, 小歯	無
40	本城歯科医院	本城 浩一	大島郡和泊町和泊575	歯, 小歯	無

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	8床
--------------	----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

### 1 研修の内容

合同カンファレンス	「ペインクリニック～慢性痛の砦～」 「当科における消化管悪性狭窄に対するステント留置術の現状について」 「当院の放射線治療の現状について」 「食物アレルギーの急性期対応とその後の対応」 「当院における鏡視下手術の現状について」 「重症外傷症例報告」 「産褥期にみられた可逆性後頭葉白質脳症」 「肩の痛みについて」 「乳び尿症の1例」 「更年期から老年期の女性の性器出血」 「大島病院における肺炎治療」
緩和ケア研修会	「がん性疼痛のアセスメントと症状緩和について」 「オピオイドについて コミュニケーションスキル」 「第2回オスメイトとその家族の集いin奄美」 「内視鏡研修in奄美」
がん緩和研修会	看護研修「これが決めて！心の成長～目に見えない物の大切さ」
大島地区医療安全研修会	「輸血の基礎・輸血過誤事例について」 「ヒューマンエラーと医療安全」

### 2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	18回
(2) (1) の合計研修者数	797人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

### 3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有  
 イ 研修委員会設置の有無 有  
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
眞田 純一	医師	循環器科	院長	38年	
岩川 富貴子	医師	産婦人科	部長	9年	

満 純孝	医 師	総合診療科	副院長兼 総合診療科部	31年	教育責任者
前田 拓郎	医 師	消化器科	部 長	11年	
河野 智紀	医 師	循環器科	部 長	14年	
今村 真理	医 師	小児科	部 長	13年	
石神 純也	医 師	外科	部 長	28年	
坂元 光	医 師	整形外科	部 長	14年	
平原 正志	医 師	脳神経外科	部 長	12年	
松下 真治	医 師	泌尿器科	部 長	18年	
服部 純一	医 師	救急科	部 長	20年	
大木 浩	医 師	麻酔科	部 長	21年	
上野 和人	医 師	放射線科	部 長	22年	
大崎 雅義	医 師	歯科口腔 外科	部 長	33年	
今古川 則子	看護師	看護部	総看護師長	37年	
義永 文一	薬剤師	薬局	薬局長	31年	
坂田 幹雄	臨床 検査技師	中央検査部	臨床検査技師 長	35年	
田畑 一文	診療 放射線技師	中央放射線 部	診療放射線 技師長	34年	
亀甲 祐子	理学療法士	リハビリテー ション 部	リハビリテー ション 技師長	29年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4. 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
講 堂	160.5 m <sup>2</sup>	(主な設備) 音響装置, ビデオプロジェクター, スクリーン
研 究 室	50.8 m <sup>2</sup>	(主な設備) 演台, 机, 椅子
	m <sup>2</sup>	(主な設備)
	m <sup>2</sup>	(主な設備)
	m <sup>2</sup>	(主な設備)

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 眞田 純一
管理担当者氏名	次長兼総務課長：米澤 耕二， 経営課長：堤 哲男， 医事係長：窪 清隆 診療情報管理員：安田 由香里

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		電子加行及び加行庫で保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日誌等は年度で分類保管</li> <li>・加行庫内は患者ID番号で分類保管</li> <li>・入院及び外来診療録は患者番号で電子加行と紐付けされており、患者番号を入力することにより閲覧できる。</li> </ul>
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	
	救急医療の提供の実績	経営課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	総務課及び地域医療連携室	
	閲覧実績	経営課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	経営課	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	次長兼総務課長：米澤 耕二
閲覧担当者氏名	医事係長：窪 清隆， 経営課長：堤 哲男
閲覧の求めに応じる場所	経営課
閲覧の手続の概要	
開示請求受理 → 開示・不開示の審査 → 開示・不開示決定通知 → 手数料納付	

前年度の総閲覧件数		268件
閲覧者別	医師	17件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	245件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	
委員会における議論の概要		
<p>平成27年度県立大島病院地域医療支援病院管理運営委員会 平成28年2月29日(月) 19:00～ 県立大島病院 2階講堂</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域医療支援病院について</li><li>(2) 業務報告<ul style="list-style-type: none"><li>① 紹介率・逆紹介率の状況 (紹介患者に対する医療提供及び患者紹介)</li><li>② 救急患者の状況 (救急医療の提供)</li><li>③ 共同利用等の実績 (検査機器の共同利用及び共同診療)</li><li>④ 研修実績 (地域医療従事者の資質向上のための研修)</li></ul></li><li>(3) 地域医療連携室の業務状況について</li></ul>		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。



(様式例第 19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ( )
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	医療福祉相談員, 社会福祉士
患者相談件数	1,005件
患者相談の概要	
1. 心理的・社会的問題調整援助	5件
2. 社会復帰援助	3件
3. 証明書申請援助	401件
4. 経済的問題調整援助	87件
5. その他	342件

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 交付日：2015年12月4日 認定期間：2016年1月23日～2021年1月22日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページ、広報誌 施設概要・入院・外来案内・医療連携	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
・退院調整部門の概要 地域医療連携室 看護師 2名, 医療福祉相談員 2名	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み ・鹿児島県がん診療連携がんパス ・「私の手帳」普及推進意見交流会	

## 地域医療連携運営委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 県立大島病院と地域医療機関との、地域医療連携業務の円滑な推進を図ることを目的に、地域医療連携運営委員会（以下、委員会という）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者を充てる。

1) 県立大島病院

- (1) 院長,
- (2) 副院長兼地域医療連携室長
- (3) 医局長,
- (4) 事務長,
- (5) 総看護師長,
- (6) 事務次長,
- (7) 経営課長,
- (8) その他必要な職員

2) 大島郡医師会

大島郡医師会が推薦する者（若干名）

3) 奄美市医師会

奄美市医師会が推薦する者（若干名）

### (委員)

第3条 委員会に委員長1名、書記1名を置く。

委員長は県立大島病院長とし、書記は委員長が指名する。

### (会議)

第4条 会議は委員長が招集することができる。

2 委員長は特に必要と認めた時は、委員以外の者を招集することができる。

### (事務局)

第5条 委員会の業務を円滑に行うため、事務局を地域医療連携室に置く。

### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

## 県立大島病院地域医療連携室等設置要綱

### (名称)

第1条 県立大島病院に地域医療連携室を設置する。

また、がん拠点病院としての役割を担うためにがん相談支援センターを併せて設置する。

### (設置目的)

第2条 地域医療連携室は、次に掲げる事項を目的とする

- 1) 大島地域の限られた医療資源を有効に活用し、高度・専門医療や救急医療の役割を適切に担っていくため、地域の医療機関との一層の連携を図る。
- 2) 急性期病院から、回復期・療養型医療機関、福祉医療施設、在宅にわたる切れ目のない適切な医療・福祉サービスの提供を支援する。
- 3) 院内各部門及び地域医療機関との連携による一元的な入退院管理の推進により、患者の受入を円滑にし、病床利用率の向上を図る。

### (所掌事項)

第3条 地域医療連携室は次の業務を行う

- 1) 地域医療機関との連絡調整に関すること
- 2) 紹介患者・逆紹介患者に関する連絡調整
- 3) 開放病床による共同診療に関すること
- 4) 一元的な入退院管理による病床利用率向上に関すること
- 5) 患者・家族からの相談調整及び、がん患者・家族からの相談調整に関すること
- 6) がん地域連携パスの運用促進に関すること
- 7) セカンドオピニオンに関する連絡調整
- 8) 医療安全管理室との連携による患者サポートに関すること
- 9) 広報活動に関すること
- 10) その他、地域医療連携室の運営に必要な事項

### (組織)

第4条 地域医療連携室に次に掲げる職員を置く

- 1) 地域医療連携室長
  - 2) 副地域医療連携室長
  - 3) 地域医療連携推進員
  - 4) 看護師
  - 5) 社会福祉士
  - 6) 医療福祉相談員
  - 7) 事務職員
  - 8) その他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 2 各職員の業務内容は、地域医療連携室事務分掌および地域医療連携室マニュアルに定めるところによる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、地域医療連携室に関する必要な事項は、院長が別に定める。

附則

- 1 従前の地域医療連携実施要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

# 開放型病院運営規程

鹿児島県立大島病院

## (目的)

第1条 本規程は、鹿児島県立大島病院（以下「病院」という。）が、大島地域の中核病院としての従来の責務に加えて、患者中心の一貫した医療ならびに協定医師会会員の教育・研修のために、病院の開放、高度医療機器の利用、さらに相互の医学研修など病病、病診連携を推進し、より充実した医療を地域住民に提供することを目的として定めるものである。

## (登録医)

第2条 開放型病院利用を希望する医師は、大島病院地域医療連携室（以下「連携室」という。）に開放型病院利用登録申請書（別記第1号様式）を提出し登録を行う。病院は、登録医に対し開放型病院登録医証（別記第2号様式）を交付する。

- 2 登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、双方異存のない場合は、自動更新するものとする。
- 3 登録医は、自己都合で登録の取り消しを申し出る場合は、開放型病院利用登録辞退届（別記第3号様式）を提出し、登録医証を返却するものとする。

## (身分)

第3条 登録医は、病院の組織には所属しないが、診療科部長または担当医との連携のもとに病院職員に対して指示を行うことができる。

## (責務)

- 第4条 登録医は、病院の諸規則、規程を遵守するとともに、院内においては登録医証を着用するものとする。
- 2 病院の担当医は、診断治療の責任をもつものとする。

## (入院の手順)

第5条 登録医は、診療状況を示す文書を添えて病院の担当医師に連絡をするものとし、入院の可否の決定、入院の手順等は各診療科と登録医の合意によるものとする。

## (診療)

第6条 登録医は、診療科部長または担当医との連携のもとに、紹介した患者を診察し、検査や治療に参加することができる。

ただし、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 診療のために来院するときは、診療時間等をあらかじめ病院担当医と協議するとともに、連携室（時間外は警備員室）備え付けの「開放型病院利用登録医来院（予約）名簿」（別記第4号様式）に記入するものとする。
- (2) 診療時間は、原則として午前9時より午後8時までとする。
- (3) 診療を行うときは、原則として病院担当医と同時診療とし、診療に関しては大島病院の方針を遵守するものとする。なお、診療を行ったときは、その都度病院の診療録に記載しなければならない。

(附属施設等の利用)

第7条 登録医は、病院内のすべての設備、検査機器、機械、器具等を使用できるものとする。

(報酬)

第8条 当該患者の入院中の診療報酬は、病院に帰属する。なお、病院は、共同診療に伴い登録医に帰属することとなる開放型病院共同指導料等の診療報酬算定に協力するものとする。

(退院の手順)

第9条 患者の退院に際し、担当医は必要に応じ、登録医と退院後の治療方針について協議する。また、登録医は担当医から入院経過および結果の報告を受けるものとする。

(医療事故賠償責任等)

第10条 開放型病院における医療事故等については、病院が当事者として対応する。ただし、必要がある場合は、登録医および医師会の協力を得るものとする。

(研究会、研修会等)

第11条 登録医は、大島病院で行う研究会、研修会等に参加することができる。病院は、登録医の出席しやすい研究会、研修会等を開催するものとする。

(支援)

第12条 病院は、登録医の院内活動を支援し、便宜をはからなければならない。

(開放型病院運営協議会)

第13条 開放型病院の円滑な運営と、本規程の改正および運営管理に関する事項等を協議するため、開放型病院運営協議会を設置する。

附 則

(施行期間)

1 この規程は、平成19年1月12日から施行する。

